

まほろばチャレンジリーグ（令和8年度実施分）出品者募集要領

1 概要

県内事業者には首都圏での販路拡大を目指す新商品等の販売機会を提供するとともに、消費者ニーズに基づく事業者間の競争を通じて商品のブラッシュアップを図るなど売れる商品づくりを促進するため、奈良県ブランドショップ「奈良まほろば館」（東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC新橋ビル1階）において、テストマーケティング（以下「まほろばチャレンジリーグ」という。）を実施する。

2 支援内容

- (1) 奈良まほろば館ショップ（以下「ショップ」という。）で、下記8の販売条件で、約3週間、奈良まほろば館物販運営事業者（以下「物販運営事業者」という。）による販売を行う。
- (2) デザイン、内容、数量及び価格等に関する商品のブラッシュアップ等についての助言、購入者に対するアンケート結果等を、まほろばチャレンジリーグ終了後、出品者にフィードバックする。
- (3) 奈良まほろば館のお客様から多くの支持が得られた売れ行き好調商品を、ショップ内及び奈良まほろば館公式ホームページ・SNS等でPRする。さらに、まほろばチャレンジリーグ終了後も一定期間継続してショップで販売する。

※売れ行き好調商品：期間中の売上げ金額及び売上げ個数に基づき算定した上位2商品。（原則、食品部門1位及び非食品部門1位の商品。）

※継続販売期間は3か月程度とし、その期間の販売条件については、下記8（1）のとおりとする。

※継続販売期間終了後の取扱いについては、物販運営事業者と出品者の2者による協議により決定するものとする（県は関与しない）。

3 募集出品者数

各回10～15社程度（原則、食品部門・非食品部門でそれぞれ同数程度の出品者数を想定）

※上記内訳は、応募状況や審査状況により変わる可能性がある。

4 実施期間等スケジュール

販売期間	募集期間	結果通知	発注	納品
第1回 令和8年 8月22日（土）～ 9月12日（土）	令和8年 募集開始の日より ～7月13日（月） 17時〔厳守〕	令和8年 7月下旬頃	第1回 令和8年8月 月上旬頃	第1回 令和8年 8月20日 （木）

第2回 令和8年 12月1日(火)～ 12月22日(火)	令和8年 募集開始の日より ～10月19日(月) 17時 [厳守]	令和8年 11月上旬頃	第2回 令和8年11月 中旬頃	第2回 令和8年 11月29日 (日)
---------------------------------------	--	----------------	-----------------------	------------------------------

5 応募資格

次の(1)～(2)の条件をすべて満たしていること。

- (1) 奈良県内に本社又は主たる事業所を有し、商品の生産・加工又は販売をしている企業、組合、各種団体、グループ又は個人。
- (2) 暴力団や団員と関連がないこと。

6 出品商品数

1社1商品。

※サイズ、色、フレーバー違いの展開商品は1商品として扱う。

※サイズ、色、フレーバー違いの展開商品がある場合は申請時に提案を行うものとする。

※展開商品数が多数になる場合、奈良まほろば館(情報発信課)と物販運営事業者との協議のうえ、陳列する商品数を制限する場合がある。

7 まほろばチャレンジリーグに出品する商品(以下、「チャレンジ商品」という。)の範囲

次の(1)～(8)の条件をすべて満たしていること。

- (1) 自社で企画を行った商品。
- (2) 非食品及び加工食品(ただし、生鮮食料品(米や雑穀等を除く)、賞味・消費期限が1週間未満のもの、冷蔵・冷凍保存が必要なもの、医薬品は対象外)。
- (3) 下記①～④のいずれかに該当する商品。
 - ① 県内で製造又は加工(最終加工段階)しているもの。
 - ② 県内の素材を使用し、その旨を商品に明示しているもの。
 - ③ 県内の事業者が企画し、県外の事業者が生産委託して、販売しているもの。
 - ④ 上記以外の商品であって、奈良との関連性があり、県産品のイメージアップ、魅力発信に資すると認められるもの。
- (4) これまで奈良まほろば館(東京都中央区日本橋室町の旧店舗を含む。)で、一般販売での取り扱いのない商品。
- (5) 令和2年度以降において、奈良県が奈良まほろば館において実施するテストマーケティング(「まほろばチャレンジリーグ」・「奈良まほろば館チャレンジ販売」・「伝えたい奈良のこだわりフェア」)に出品していない商品。
※但し、過去上記のテストマーケティングに参加した後のフィードバック等を受けて、何らかの改善がされた商品についてはその限りではない。
- (6) 商品1点あたりの外寸が、原則として、幅60cm、高さ30cm、奥行50cmをいずれも超えていないこと。

- (7) 首都圏での販路獲得・拡大を目指す商品。
- (8) 安定して販売できる製造量がある商品。

8 チャレンジ商品の販売条件等

- (1) 取引形態および販売手数料については、以下のとおりとする。
 - まほろばチャレンジリーグ期間中の取引形態は消化仕入れとし、販売手数料は希望小売価格の30%とする。売れ行き好調商品として継続販売となった場合も、販売条件はチャレンジリーグ期間と同様（消化仕入れ、販売手数料30%）とする。
 - ※ショップ内では、物販運営事業者が適切に商品管理を行うが、ショップ内等での商品の破損や汚損等のリスクは出品者負担とする。
- (2) 納品及び返品に係る送料等は、出品者の負担とする。販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送する。
- (3) 最終売上の各社への振り込みの際の手数料は、出品者持ちとする。
- (4) まほろばチャレンジリーグ販売期間は、4 実施期間等スケジュール記載のとおり。
- (5) まほろばチャレンジリーグ期間中、奈良まほろば館（情報発信課）と調整の上、ショップ内において、出品者自身が、市場調査等を目的とした対面販売を期間中1回（最長3日間）行うことができるものとする。
 - ※販売条件は通常のまほろばチャレンジリーグと同じ。
 - ※必ずしも出品者が希望する日時に実施できるとは限らない。
 - ※対面販売に係る出品者の旅費・宿泊費、試供品に係る経費等は、出品者の負担とする。
- (6) まほろばチャレンジリーグ期間中、上記対面販売を実施する出品者に関しては、奈良まほろば館（情報発信課）と調整の上、対面販売期間中もしくはその前後に、奈良まほろば館2階イベントルームを活用し、商談会等を開催できることとする（イベントルームが空いている場合のみ）。
 - ※イベントルーム内でのショップを通さない即売は不可（マーケティングエリアの商品の購入を誘導）。
 - ※チャレンジ商品に関わる内容を含めることが条件。
 - ※日数は実施する対面販売の日数以内。
 - ※商談会を行う場合の商談相手は、出品者が招聘する。
 - ※イベントルームの活用については、奈良まほろば館（情報発信課）に相談の上、その指示に従うものとする。

9 応募方法

提出物		提出方法	提出期間
①	出品申請書	「奈良スーパーアプリ」により、インターネットで提出 ※電子メール・郵送・FAX・持参は不可。	(第1回) 募集開始の日より ～ 令和8年7月13日(月)17時 [厳守]
②	商品写真 (外観と中身の両方) 宣材写真(有れば) ※サイズ、色、フレーバー違いの展開商品があり、出品を希望する場合はその写真も添付してください。		(第2回) 募集開始の日より ～ 令和8年10月19日(月)17時 [厳守]
③	商品サンプル (1商品につき1つ)	宅配便等で、奈良まほろば館(情報発信課)に送付。	(第1回) 令和8年7月13日(月) ～同年7月15日(水) 17時 [厳守] (第2回) 令和8年10月19日(月) ～同年10月21日(水) 17時

※提出物①②は、下記 URL または二次元バーコードから、該当ページ(「奈良スーパーアプリ」の「まほろばチャレンジリーグ出品者募集(令和8年度第1回)」) に接続し、提出すること(出品申請書様式は奈良県 HP からダウンロード可)。

(奈良スーパーアプリ)

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J300000A13qeIAB&entry=1>

(奈良県 HP)

https://www.pref.nara.lg.jp/n112/challenge_r8_1.html



奈良スーパーアプリ

※応募状況によっては、出品する回を調整する場合があります。

※第1回分の提出物③(商品サンプル)の送付先は、下記のとおり。

〒105-0004 東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC 新橋ビル

奈良まほろば館情報発信課(2階県事務所) 柿本 宛て

電話: 03-5568-7081

※提出物③について、提出期間前後の到着は不可とする。

※提出物③に係る送料は、応募者の負担とする。返送を希望する場合は、選定審査会終

了後、着払いにより応募者に返送する。(原則、採用された商品のサンプルは奈良まほろば館が依頼する専門家意見のフィードバックを行う際の参考材料として、使用することとする。また、食品の場合、フィードバック用のサンプルを納品の際、応募者負担にて送付することとする。※非食品の場合もサンプルを依頼する場合あり。) ※非採用となった商品で返品の出がない場合は、一定の預かり期間の後、奈良まほろば館(情報発信課)で処分することとする。

1.0 選考方法

- (1) 参加資格を有する事業者から提出された出品申請書及び商品サンプルを、まほろばチャレンジリーグ出品者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が別表の評価基準に基づき審査し、3 募集出品者数で記載した事業者数を選定する。
- (2) 必要に応じて、選定委員会が申請者に対してヒアリングを行うことがある。

1.1 選考結果の通知

選考結果については、選定委員会での審査後、速やかに書面にて出品者に通知する。

1.2 実施結果の通知

実施結果については、まほろばチャレンジリーグ終了から原則 10 日以内に書面にて出品者に通知するとともに、奈良まほろば館のホームページや SNS で結果を広報する。

1.3 売れ行き好調商品の継続販売について

売れ行き好調商品の継続販売については、まほろばチャレンジリーグ終了から 10 日以内に実施する。ただし、出品者が当該商品を納品できないなどの理由により、終了から 11 日以降にならざるを得ない場合も可能な限り早い日から販売を開始すること。

1.4 フィードバック

- ・時期 まほろばチャレンジリーグ終了から概ね 1 か月以内
- ・方式 文書(レポート)を出品者に提供

※希望者については、奈良まほろば館ショップ運営事業者とのオンラインによる直接のフィードバックと意見交換を行うことができる。

- ・内容 デザイン、内容、数量及び価格等に関する商品の改善等についての助言、購入者に対するアンケート結果 など

1.5 その他

- (1) 奈良まほろば館が臨時休業する等やむを得ない事情により、まほろばチャレンジリー

グを中断または中止することがあるが、これにより生じた出品者及び関係者の損害については補償しない。

- (2) 出品者は、関係法令を遵守し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任を負うものとする。
- (3) この要領に定めていない項目については、奈良まほろば館情報発信課、物販運営事業者及び出品者で協議の上、決定する。

【参考】年間計画（販売期間等）

1回目：令和8年8月22日～9月12日（22日間）10～15商品程度

2回目：令和8年12月1日～12月22日（22日間）10～15商品程度

奈良まほろば館ショップ概要

◎奈良まほろば館

東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC新橋ビル1階

年中無休（12月31日～1月2日を除く） 営業時間 11時～20時

この要領は令和5年5月10日より施行する。

この要領は令和5年8月23日より施行する。

この要領は令和6年4月26日より施行する。

この要領は令和6年8月23日より施行する。

この要領は令和7年5月16日より施行する。

この要領は令和7年8月15日より施行する。

この要領は令和8年5月19日より施行する。

評 価 基 準

評 価 項 目	配 点	倍 数	評 価 点
①商品のPRポイント			
商品は、独自性・新規性等の優位性が有り、訴求力を持っているか。 15～13:大変良い 12～10:良い 9～7:普通 6～4:あまり良くない 3～1:良くない	15	2	30
②奈良県との関連性について			
奈良県の文化・歴史・自然等にちなんだ商品、商品の重要な原材料が県内産である商品、県内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工された商品等、奈良県との関連性があるか。 10～9:大変良い 8～7:良い 6～5:普通 4～3:あまり良くない 2～1:良くない	10	2	20
③商品の価格設定及び生産体制について			
商品内容(パッケージを含む)と価格のバランスがとれているか。また、需要にもとづく適切な生産供給体制があるか。 10～9:大変良い 8～7:良い 6～5:普通 4～3:あまり良くない 2～1:良くない	10	1	10
④目指す市場			
商品の課題や目指す市場は明確で、ターゲットユーザーを適切に捉えているか。 10～9:大変良い 8～7:良い 6～5:普通 4～3:あまり良くない 2～1:良くない	10	1	10
⑤チャレンジリーグに出品するねらい			
チャレンジリーグの成果を活かして商品ブラッシュアップや販路開拓を行う意欲があるか。 15～13:大変良い 12～10:良い 9～7:普通 6～4:あまり良くない 3～1:良くない	15	1	15
⑥SNS等による広報及び広報文の作成について			
まほろばチャレンジリーグ出品について、自らSNS等により積極的に広報を実施し、商品をPRする計画があるか。また、商品の広報文についてわかりやすく作成されているか。 5:大変良い 4:良い 3:普通 2:あまり良くない 1:良くない 0:広報予定なし	5	1	5
⑦販売開始後経過期間(出品時点)			
10:3か月未満 8:3か月以上、半年未満 6:半年以上、1年未満 4:1年以上、2年未満 2:2年以上	10	1	10
計			100